

ゼロエミッション都庁行動計画

2021年3月



**MG's
Initiatives**

for Its Own Sustainability

目次

I	はじめに	1
II	計画の基本事項	2
III	取組の方向性	4
IV	分野別目標と具体的取組	5
	分野1 建物のゼロエミッション化に向けた省エネルギーの推進・ 再生可能エネルギーの導入拡大	6
	公営企業局の目標設定と取組	13
	分野2 ZEVの導入推進	18
	分野3 使い捨てプラスチックの削減	20
	分野4 食品ロスの削減	26
	分野5 フロン対策の推進	28
V	計画の実効性を担保する仕組み	30
参考	省エネ・再エネ分野におけるこれまでの計画と本計画の比較	31

I はじめに

都は、これまで「スマートエネルギー都庁行動計画」（計画期間 2015 年度から 2019 年度まで）に基づき、都の事務事業活動に伴う温室効果ガスの削減を率先的に行ってきました。

設備改修等を通じた低 CO₂ 技術の活用や省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの積極的な活用に取り組んだ結果、2019 年度の温室効果ガス排出量を 2000 年度比 20.9%、エネルギー消費量を 2000 年度比 20.8% 削減しました。

前回の計画策定時から 5 年が経過し、この間、気候変動の影響はより深刻さを増しています。世界では、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)1.5 度特別報告書を踏まえ、産業革命前からの気温上昇を 1.5℃ に抑えるため、2050 年 CO₂ 排出実質ゼロに向けて大きく動き出しており、今回のコロナ禍からの復興に当たっても、環境に配慮した持続可能な回復を目指す流れが起きています。

都も 2019 年 12 月、「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、2050 年 CO₂ 排出実質ゼロを実現するため、省エネ・再エネ拡大施策のほか、自動車環境対策、プラスチックなどの資源利用に伴う都内外での CO₂ 削減に向けた取組など、あらゆる分野における行動を開始しました。

さらに、2020 年 12 月には、「気候非常事態を超えて行動を加速する宣言 (Climate Emergency Declaration : TIME TO ACT)」を行い、より深刻化する気候危機に立ち向かう行動を加速させています。

2050 年 CO₂ 排出実質ゼロに向けて、2030 年までの今後の 10 年間の行動が極めて重要です。本年 1 月、都は、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50% 削減（2000 年比）すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50% 程度まで高めることを表明しました。

一事業者として多大なエネルギー・資源を消費する都自身が、「隗より始めよ」の意識の下、自らの事務事業に伴う温室効果ガス削減などの取組を一層強化し、2030 年カーボンハーフの達成に向け、都民・事業者の取組を牽引していくことが不可欠です。

今回策定した「ゼロエミッション都庁行動計画」は、ゼロエミッション東京戦略を踏まえ、従来の省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入拡大に加えて、ZEV の導入推進、使い捨てプラスチックの削減、食品ロスの削減、フロン対策の推進を対象の項目としました。

各局等が一丸となって取り組み、都庁における 2030 年カーボンハーフの実現を目指します。

II 計画の基本事項

1 計画期間

2020 年度から 2024 年度までの 5 か年

2 対象項目

- (i) 分野 1 建物のゼロエミッション化に向けた省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの導入拡大
- (ii) 分野 2 ZEV（ゼロエミッションビークル）※の導入推進
- (iii) 分野 3 使い捨てプラスチックの削減
- (iv) 分野 4 食品ロスの削減
- (v) 分野 5 フロン対策の推進

※電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）をいう。

3 対象範囲

知事部局、教育庁、警視庁、東京消防庁、議会局、各行政委員会事務局、東京都職員共済組合（以下「知事部局等」という。）及び各公営企業局における事務事業活動を対象とします（管理委託・PFIによる場合、敷地外工作物、自動車等も含みます。）。

※分野 1 については、これまで公営企業局は各々の経営責任に基づき、事業特性に応じて個別の管理を行っており、次期計画期間（2025 年度から 2029 年度まで）から統合する予定としています。

4 削減するガス

総排出量の算定に当たり対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第 2 条第 3 項において規定されている次の 7 種類とします。

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）のうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボン（PFC）のうち政令で定めるもの、六ふつ化硫黄（SF₆）、三ふつ化窒素（NF₃）

5 温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数

電気の使用に伴う CO₂ 排出量の算定については、原則として、温対法に基づき毎年度告示される電気事業者別排出係数（以下「変動係数」という。）を用います。

また、再エネ 100% 電気の調達など再エネ比率の高い電力調達を行った場合、その再エネ比率を反映した排出係数を用います。

ただし、前スマートエネルギー都庁行動計画に基づく 2019 年度までの温室効果ガ

ス排出量算定に当たっては、電気の二酸化炭素排出係数を 0.489 t-CO₂/千 kWh に固定した値（以下「固定係数」という。）を用います。

燃料及び熱の使用並びに上下水の使用に伴うCO₂排出量の算定については、「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」（2020 年4月 東京都環境局）による係数を用います。

非エネルギー起源の温室効果ガス排出量の算定については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（2021 年1月 環境省 経済産業省）による係数を用います。

6 その他

本計画は、温対法第 21 条に定める「地方公共団体実行計画（事務・事業編）」としても位置付けられます。

本計画は、新たな都政の羅針盤として、2021 年3月に策定した「『未来の東京』戦略」を踏まえた取組として位置付け、その推進を図っていきます。

III 取組の方向性

都は、「2050年CO₂排出実質ゼロ」の実現に向けて極めて重要な2030年までの今後10年間の行動を加速するため、新たに、2030年までに都内温室効果ガス排出量を半減する「カーボンハーフ」を表明しました。

2030年目標の強化

都内温室効果ガス排出量（2000年比）	30%削減 ⇒ 50%削減
都内エネルギー消費量（2000年比）	38%削減 ⇒ 50%削減
再生可能エネルギーによる電力利用割合	30%程度 ⇒ 50%程度
都内乗用車新車販売	100%非ガソリン化
都内二輪車新車販売	100%非ガソリン化*

*2035年まで

そして、2030年カーボンハーフに向けた必要な社会変革のビジョンとして、「2030・カーボンハーフスタイル」を提起しています。

カーボンハーフスタイルとは、2030年に実現されている社会変革の姿・ビジョンであるとともに、カーボンハーフに向けた行動そのもの、行動様式です。東京の社会システム全体をカーボンハーフに相応しい持続可能なものへ移行することを目指しており、都も「隗より始めよ」の意識の下、自らが率先して「カーボンハーフスタイル」を実現することが求められています。

「感染症の脅威」と深刻化する「気候危機」という2つの危機に直面する今、デジタルテクノロジーを駆使し、環境はもとより持続可能な生活を実現する観点まで広げた「サステナブル・リカバリー(持続可能な回復)」を進めることも重要です。

都はこれらを踏まえ、様々な分野での具体的な率先行動や仕組み・制度の変革など、脱炭素行動を一層加速させ、社会全体を力強く牽引していかねばなりません。

このため、今後、

- ① これまでの省エネルギーの推進に加え、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に向けた取組
- ② 持続可能な資源利用を目指した使い捨てプラスチックの削減や食品ロス対策
- ③ 温室効果ガス排出量の更なる削減に向け、運輸部門の多くを占める自動車や温室効果の高いフロンへの対策

について、全庁的な取組を強力に推進し、都庁における2030年カーボンハーフを目指していきます。

IV 分野別目標と具体的な取組

分野 1 建物のゼロエミッション化に向けた省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの導入拡大

計画期間における目標（2024 年度）

- 温室効果ガス排出量(2000 年度比) ▲40%
- エネルギー消費量(2000 年度比) ▲30%
- 再エネ電力利用割合 50%程度
- 太陽光発電設置量（累計設置量） 12,000kW

2024 年度 知事部局等温室効果ガス排出量、エネルギー消費量見込み

	2000 年度 (基準年)	2024 年度 (目標年度)	2000 年度比
温室効果ガス排出量 (変動係数)	71.5 万 t-CO ₂	42.9 万 t-CO ₂	▲40%
エネルギー消費量	18,105TJ	12,674TJ	▲30%

※温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数については、2ページの「5 温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数」を参照ください。

※エネルギー消費量の算定は、特に断りがない場合、一次エネルギー消費量とします。

目標設定の考え方

2050 年「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、2030 年までの 10 年間の行動が重要となります。特に、2030 年のカーボンハーフに向けて都の率先した取組が必要です。そこで、カーボンハーフの中間目標として、2024 年度目標を設定します。

- ・ エネルギー消費量は、2030 年 50%削減の半分を超える 30%削減を目標とし、現状の約 21%削減から 10 ポイント上乗せします。
- ・ 再エネ電力利用割合は、2030 年に都有施設使用電力の再エネ 100%化の目標を既に掲げています。その目標に向けて、2024 年度は、4 割程度の使用電力を再エネ 100%電力とし、その他の施設でも再エネ電力の利用を推進することで、50%を目指します。
- ・ 温室効果ガス排出量は、エネルギー消費量の削減率、再エネ電力利用割合等の影響を受けるので、それらの目標値を踏まえ、40%削減を目標とします。
- ・ 太陽光発電設置量は、2019 年度までの設置量に、前計画における 5 年間の新規設置目標量 4,200kW と同程度を上積みし、累計 12,000kW 設置を目標とします。

2030 年以降の将来像

【2030 年】 都有施設のカーボンハーフの達成

【2050 年】 都有施設の使用エネルギー 100% 脱炭素化

【参考】 東京都全体の関連目標（2030 年）

- 温室効果ガス排出量（2000 年比） ▲50%
- エネルギー消費量（2000 年比） ▲50%
- 再エネ電力利用割合 50% 程度
- 都有施設（知事部局等） 使用電力の再エネ 100% 化
- 都内太陽光発電設備導入量 130 万 kW

進歩を測る指標とこれまでの実績

▶ 温室効果ガス排出量（固定係数）

(単位 : t-CO₂)

	2000 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
知事部局等	935,995	742,691	749,095	752,199	751,993	740,447

※ 電気の二酸化炭素排出係数を「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」（2016 年 1 月東京都環境局）の第二計画期間の排出係数（0.489t-CO₂/千 kWh）に固定して算出しています。

▶ エネルギー消費量

(単位 : TJ)

	2000 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
知事部局等	18,105	14,423	14,483	14,559	14,565	14,346

▶ 再エネ電力利用割合

(単位 : %)

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
知事部局等	-	-	-	-	3

▶ 太陽光発電設置量（累計設置量）

(単位 : kW)

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
知事部局等	3,302	5,695	6,030	6,394	7,860

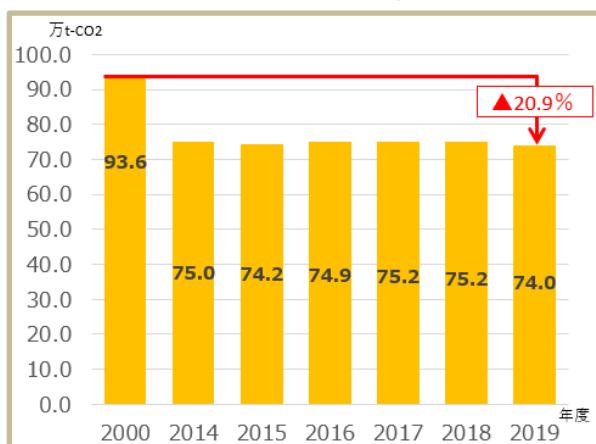
前「スマートエネルギー都庁行動計画」の概要と目標達成状況

(i) 概要

- 計画年度：2015 年度から 2019 年度までの 5か年
- 対象局：知事部局、教育庁、警視庁、東京消防庁、議会局、各行政委員会事務局
及び東京都職員共済組合(公営企業局は対象外)
- 対象範囲：事業所、自動車及び敷地外工作物(信号・街路灯等)
- 削減目標：温室効果ガス排出量 2000 年度比 2019 年度 ▲25%
エネルギー消費量 2000 年度比 2019 年度 ▲25%
再生可能エネルギー（太陽光発電）新規導入量 4,200kW
- 取組事項：照明照度の遵守等による電力消費の削減
空調の適正運用等による省エネの推進
新築・改築等における省エネ対策の推進
環境物品の調達方針等の改定による照明器具の原則 LED 化
高効率空調機器等の省エネ設備の導入
太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入推進
電気のグリーン購入の強化

(ii) 目標の達成状況

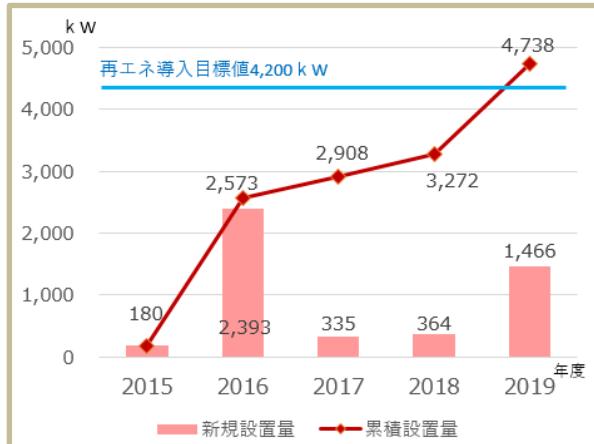
■ 温室効果ガス排出量（固定係数）



■ エネルギー消費量



■ 再生可能エネルギー（太陽光発電）新規導入量及び 2015 年度からの累積設置量



前計画期間における追加的な取組

- 都庁舎版 RE100 の開始(2019 年 8 月～)
東京都庁第一本庁舎に供給される電力を
再エネ 100% 電力に切り替えました。
都庁舎で使用した再エネ 100% 電力の排
出係数を 0kg-CO₂/kWh とすると、約 9 千
t-CO₂ の削減となります。

取組方針

次の取組により、省エネ・再エネ設備の導入、省エネ運用対策の徹底などをこれまで以上に強化していくとともに、再エネ電気の利用を大幅に拡大していくことで、都有施設のゼロエミッション化を加速していきます。

- 1 再エネ電気の利用促進
- 2 省エネ・再エネ設備等の更なる率先導入
- 3 エネルギー使用量の見える化の強化と運用対策の徹底・DX 対応

具体的な取組

1 再エネ電気の利用促進

▶とちょう電力プランによる再エネ 100%電力調達

「とちょう電力プラン」により、都内で生産された卒 FIT 電力を含む再生可能エネルギー100%電力を都有施設で活用していきます。2024 年度までに、知事部局等の都有施設で使用する電力約 9 億 kWh のうち 4 割程度の電力を再エネ 100% 電力とします。



▶電気のグリーン購入による再エネ割合の高い電力調達

とちょう電力プランの対象施設以外については、電気のグリーン購入により、再エネ比率の高い電力の利用を進め、再生可能エネルギーの利用拡大を促進します。

▶建築物環境計画書制度に則り、建築計画段階から再エネ電気利用の取組を促進

建築物環境計画書制度における再エネ電気の導入検討義務の機会を活用し、施設所管部署と設計部署とで協議を行い、都有施設の建築計画段階から再エネ電気利用の取組を促進していきます。

この取組により、建築計画段階から運用段階を見据えた再エネ比率の高い電力の調達を促進します。

2 省エネ・再エネ設備等の更なる率先導入

▶省エネ・再エネ東京仕様の適用によるゼロエミッション化の推進

都有施設のエネルギー消費量を一層削減するため、新築・改築や大規模改修時に適用する「省エネ・再エネ東京仕様」を、最新の技術動向等を踏まえ適宜改正します。建築物の形状・配置の工夫、外壁・屋根の高断熱化などによる建築物の熱負荷の低減、LED照明、高効率空調機器等の導入による設備システムの省エネルギー化によって、一次エネルギー消費量を建築物の用途、特性等を踏まえ、原則として30%～50%（ZEB Readyや規模・用途によってはZEB Orientedとなる水準相当）以上削減することを目指した上で、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの利用を推進し、ゼロエミッション化を目指した建築物の実現に取り組みます。



ZEB化の実証建築（東京都公文書館）

▶新築、改築時の太陽光発電等の率先的な導入

都有施設の新築・改築に当たっては、施設の特性、立地状況等に応じ、太陽光発電設備を原則として導入していくとともに、地中熱など多様な再生可能エネルギーの利用も推進していきます。建築物環境計画書における段階3を超える規模を目指し、屋上の緑化範囲、空調設備の設置場所等を除く設置可能場所に太陽光発電を設置するとともに、新しい技術を含む多様な再生可能エネルギー設備の導入も積極的に検討していきます。

▶レジリエンス向上にも資する既存施設への太陽光発電の設置

既存都有施設のうち、太陽光発電設備の設置に適している施設（東京ソーラー屋根台帳の情報により適しているとされる施設）に対して、積極的に太陽光発電設備を設置していきます。特に、レジリエンス向上の観点から、災害時に住民の避難先となる施設での設置を進めています。

また、島しょ地域の都有施設等に太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、その電力を都有施設で活用することで、島しょ地域のレジリエンス向上にも資する再エネの地産地消を促進していきます。

▶機器更新時における高効率機器の導入

都有施設の設備については、長期保全計画の作成等を行うとともに、耐用年数の過ぎた設備については、劣化状況や省エネルギーの観点を踏まえて、高効率機器への更新を進めています。

更新に当たって導入される空調機器等が高効率なものとなるよう、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」及び「東京都グリーン購入ガイド」において省エネ水準を明確化していきます。

3 エネルギー使用量の見える化の強化と運用対策の徹底・DX対応

▶ 照明照度の遵守（500lx）

2011年夏の電力需給ひっ迫に際し、都有施設では徹底した節電対策を実施し、大幅な電力削減をすることができました。これらの取組を継続するとともに、照明に関しては、作業面上（机上面等）の照度が500lx以下になるよう照明の照度調整、間引き等を徹底します。また、昼休みにおける一斉消灯、不要箇所の消灯なども継続して実施します。

▶ 空調の適正運用（室温夏季28℃冬季20℃）

都では、エネルギー使用における無駄の排除及び地球温暖化防止の一環として、夏のライフスタイル・冬のライフスタイルの実践を行っています。

空調の冷房時28℃・暖房時20℃を徹底するとともに、コロナ禍での換気も注視しながら、空調使用時の外気導入量の削減を図るなど、空調の適正運用による省エネルギー化を図ります。

また、デマンド監視装置等により消費電力を把握し、エネルギー使用状況を「見える化」することで、職員の省エネ行動につなげる取組も継続します。



デマンド監視装置による「見える化」

▶ 都有施設におけるエネルギー管理のオートメーション化による運用対策の徹底

高効率機器の能力を最大限発揮するため、都有施設における、AIやIoT等の新技術を活用した空調等のオートメーション化に向けた調査を実施します。

特に、RPA^{*}を用いた空調管理システムのモデル導入に向けた調査を通じ、空調等のオートメーション化システムについて、事務所・学校・病院・市場等の各施設に合った最適なシステム構成や導入コストメリット等を調査し、都有施設への導入ポテンシャルを見極めていきます。

※RPA : Robotic Process Automation

パソコン上で行う定型業務を、システム（ロボット）が代行して行い、業務プロセスの自動化を実現します。空調運転でRPAを導入すると、設定温度に対して、既存のハードのみによる自動制御から、RPAを利用し高頻度・広範囲な予測制御が可能となります。

▶ 都有施設におけるエネルギー情報の集約化による運用対策の徹底

都有施設のエネルギーデータの自動収集と、その情報を活用して効率的な設備運転を行う仕組みについても検討していきます。電気使用量等のデータを自動収集するために、必要な設備やシステムなどの条件を調査するとともに、自動収集したデータを分析し、各局施設運転へフィードバックする仕組みを検討します。

具体的取組を推進するための仕組み等

1 大規模事業所の「総量削減義務と排出量取引制度」

大規模事業所については、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」の第三計画期間（2020年度から2024年度まで）の取組を着実に実施し、温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の削減を図っていきます。

2 中小規模事業所の「地球温暖化対策報告書制度」と省エネ診断等

(1) 「地球温暖化対策報告書制度」を活用した各事業所の取組把握と対策のレベルアップ

中小規模事業所については、「地球温暖化対策報告書制度」を活用して、各事業所の対策の取組状況を把握し、進行管理を通じて対策レベルを着実に上げていくようにします。

(2) 都有施設版ベンチマークに基づく取組状況の見える化

都有施設を対象としたベンチマークをもとに取組状況の見える化を継続します。このベンチマークを活用して各事業所が自己評価をするとともに、ワンランク上の排出水準を目標に省エネ対策に取り組み、段階的にステップアップできるようにしていきます。

(3) 省エネ診断等による支援

(2) の都有施設版ベンチマーク等を活用して排出レベルを経年的に把握した上で、対策が進まない事業所に対しては、環境局が行う省エネ診断等により改善を促していきます。

また、これらの省エネ診断を基に、用途区分ごとに取り入れができる取組メニュー集を作成し、他の事業所でも活用できるようにしていきます。

さらに、省エネ講習会の開催を通じて、省エネ手法、省エネ診断の事例などをフィードバックしていきます。



省エネ診断の実施
<(公財)東京都環境公社>

公営企業局の目標設定と取組

知事部局等と公営企業である交通局、水道局及び下水道局とは、それぞれ異なる経営責任の下、事務事業を行っており、温室効果ガス排出量の削減等についても、各々の経営責任に基づき、事業特性に応じて取り組んでいます。

このため、本計画は、知事部局等の事務事業に関する削減目標及びその取組について定めていますが、オール都庁で連携してゼロエミッション東京の実現を進める観点から、公営企業局の排出量等の見込みと取組についても、参考として記載するとともに、その成果も併せて公表します。

また、本計画は温対法第21条に定める「地方公共団体実行計画（事務・事業編）」として位置付けられるため、都の事務事業全体についての温室効果ガス削減目標として、知事部局等と公営企業局とを合算した目標を示します。

■2024年度温室効果ガス排出量見込み（変動係数^{※1}、再エネ電力の調達は考慮しない。）

(単位:t-CO₂)

	2000年度 (基準)	2024年度 見込み
知事部局等	71.5万	58.8万
交通局	22.2万	29.7万
水道局	28.0万	35.2万
下水道局	91.8万	71.3万
都庁合計 ^{※2}	213.6万	195.0万

都有施設全体の温室効果ガス排出量削減見込み

2024年度に、2000年度比で約9%削減

※1 温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数については、2ページの「5 温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数」を参照ください。ただし、ここでは、再エネ電力の調達は考慮していません。

※2 水道及び下水道の使用に伴う排出量は、各局（上水を使用し、又は下水を排出する側）及び水道局・下水道局（上水を供給し、又は下水を処理する側）の双方に含まれていますが、都庁合計ではその重複を除いているため、都庁合計の値は一致しません。

■2024年度公営企業局エネルギー消費量見込み^{※3}

(単位:TJ)

	2000年度 (基準)	2024年度 見込み
交通局	2,778	2,806
水道局	3,270	3,165
下水道局	4,730	4,060

※3 電力については二次エネルギー換算

再生可能エネルギーについては、太陽光発電設備が2019年度までに、知事部局等と公営企業局とを合わせて約2.5万kW設置されています。引き続き設置を促進し、2024年度までに公営企業局等を含めた都有施設の太陽光発電累計設置量3万kWを目指します。

前「スマートエネルギー都庁行動計画」における公営企業局の実績

■温室効果ガス排出量（固定係数）※1（単位:t-CO₂）

	2000 年度 (基準)	2019 年度 実績
知事部局等	93.6 万	74.0 万
交通局※4	29.2 万	32.6 万
水道局	40.7 万	40.7 万
下水道局	106.5 万	78.6 万
都庁合計※2	269.1 万	225.1 万

都施設全体の
温室効果ガス排出量削減

2019 年度に 2000 年度比で
約 18% 削減見込みに対して、
約 16.4% 削減

※1 電気の二酸化炭素排出係数を「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」(2016 年 1 月東京都環境局) の第二計画期間の排出係数 (0.489t-CO₂/千 kWh) に固定して算出しています。

※2 水道及び下水道の使用に伴う排出量は、局別排出量内訳において、各局（上水を使用し、又は下水を排出する側）及び水道局・下水道局（上水を供給し、又は下水を処理する側）の双方に含まれていますが、都庁合計ではその重複を除いているため、局別排出量の合計と都庁合計の値は一致しません。

■エネルギー消費量※3

	(単位:TJ)	
	2000 年度 (基準)	2019 年度 実績
交通局※4	2,778	2,843
水道局	3,270	3,186
下水道局	4,730	4,500

※3 電力については二次エネルギー換算

※4 交通局では、2000 年 12 月の大江戸線の全線開業や 2008 年 3 月の日暮里・舎人ライナーの開業などにより、温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量が増加しました。

■太陽光発電設置量（累計設置量）

	(単位:kW)
	2019 年度 実績
都庁合計	24,871

1 交通局

都営地下鉄や都営バス等は、自家用車に比べ、CO₂ の排出量が少ない環境にやさしい交通手段です。一方で、地下鉄等においては、多くのエネルギーを消費していることから、環境負荷の低減に向けて、様々な取組を進めています。

▶省エネ施策の推進

鉄道事業においては、大江戸線の全線開業（2000 年）や日暮里・舎人ライナーの開業（2008 年）に加え、駅施設のバリアフリーの充実の観点から、ホームドア、エレベーター、エスカレーターの整備など、お客様の安全・安心につながる取組を進めてきました。この結果、電力の使用量は、2000 年度に比べ、大幅に増加（右記棒グラフ参照）しました。

一方で、地下鉄車両の更新に当たっては、省エネ効果の高い制御方式や LED を採用することで、車両の電力使用量を 2000 年度比で大幅に減少（右記折線グラフ参照）させるとともに、地下鉄構内では、照明の LED 化や高効率な空調機器を導入するなど、着実に省エネ施策を推進しています。

▶水素社会実現に向けた貢献

バス事業においては、CO₂、NO_x、PM 等を排出しない、環境にやさしい燃料電池バスを、2016 年度から先導的に導入し、営業運行を開始しています。2020 年度末時点で、全国のバス事業者で最大の 70 両を運用しており、水素社会の実現に大きく貢献していきます。

▶ゼロエミッションへの取組

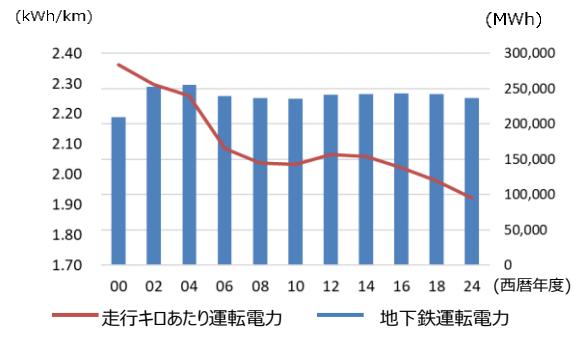
電気事業においては、多摩川上流にある 3 つの水力発電所により、CO₂ を排出しない再生可能エネルギーを小売電気事業者に売電しています。発電電力量は、一般家庭に換算すると年間約 3 万 5 千世帯分に相当します。2021 年度からは、公募により選定した小売電気事業者を通じて、都内の RE100 宣言企業や都営バス全営業所にも供給します。こうした新たな取組を通じて、ゼロエミッション東京の実現に向けて貢献していきます。



多摩川第一発電所



交通局の水力発電の電気供給イメージ



地下鉄運転電力推移



浅草線 5500 形 新型車両



燃料電池バス

2 水道局

水道局では、「東京都水道局環境5か年計画 2020-2024」に基づき、CO₂排出量の削減のため、省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの導入拡大及び社会全体の脱炭素化の推進に取り組んでいます。

安全でおいしい高品質な水を安定して供給し続けていくとともに、豊かな地球環境を次世代に引き継いでいくため、環境保全と良好な事業経営とを両立し、持続可能な水道事業を実現していきます。

▶省エネルギー化の推進

- ・省エネ型の機器の導入や、高低差を利用した水運用を行うなどエネルギー効率に配慮した送配水を行っていきます。
- ・浄水場や給水所等のポンプ設備の新設・更新に合わせて、エネルギー損失が少ないインバータ制御方式等を導入していきます。

▶再生可能エネルギーの導入拡大

浄水場、給水所等の施設の整備に合わせて、太陽光発電設備（累計約 10,000kW）や小水力発電設備（累計 2,500kW 以上）を導入していきます。



太陽光発電設備



小水力発電設備

▶社会全体の脱炭素化の促進

- ・再生可能エネルギーなどの CO₂排出量が少ない「低炭素電力」や「東京都グリーン購入ガイド」に基づく電気を積極的に導入していきます。
- ・走行時に CO₂ や大気汚染物質を排出しない ZEV 等の非ガソリン車や電動バイクを積極的に導入していきます。



プラグインハイブリッド車
(2019 年度導入)

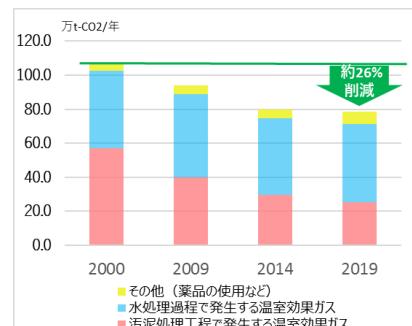


©ヤマハ発動機株式会社

電動バイク
(東京都「ZEV 普及プログラム」より)

3 下水道局

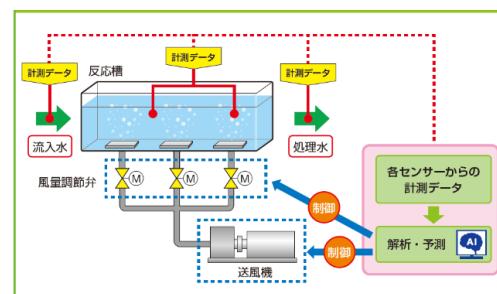
下水道事業は、快適な生活環境と都市の水循環を支え、市街地を浸水から守る役割も担っていますが、その過程で大量のエネルギーを必要とし、多くの温室効果ガスを排出しています。また、処理水質の向上や浸水対策の強化などの下水道機能向上の取組により、エネルギー使用量や温室効果ガス排出量が増加する見込みです。そのため、下水道事業における地球温暖化防止計画「アースプラン」を策定し、最新の計画では温室効果ガス排出量を2030年度までに2000年度比で30%以上削減する目標を設定しています。これまで、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの利用拡大を進め、2019年度には2000年度比で約26%（約28万t-CO₂）の温室効果ガス排出量を削減しました。今後、アースプランの取組に加え、温室効果ガス排出量のより一層の削減に取り組みます。



温室効果ガス排出量

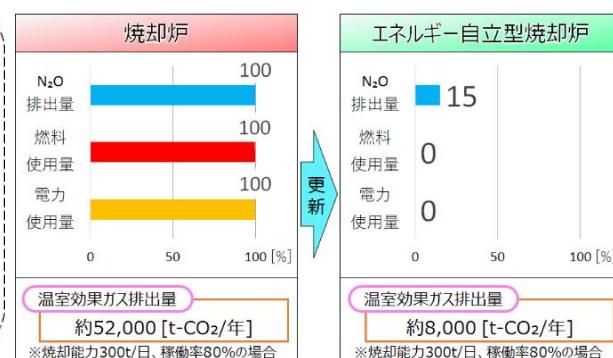
▶省エネルギーの徹底

- ・水質改善と電力使用量削減の両立を図るために、デジタル技術を活用した新たな送風量制御技術を導入するとともに、開発中のAIを活用した制御技術の導入を検討します。
- ・省エネルギー型の汚泥濃縮機や汚泥脱水機などの導入を積極的に推進します。



▶再生可能エネルギーの利用拡大

- ・焼却炉の廃熱を活用した発電により必要な電気を自給できるエネルギー自立型焼却炉を導入するなど、再生可能エネルギーの活用を拡大します。
- ・水再生センターに加え、新規稼働ポンプ所の屋上を活用し、太陽光発電の導入を拡大します。



焼却炉の更新による温室効果ガス排出量の削減効果

▶技術開発の推進

- ・電力使用量やN₂O排出量の大幅な削減を実現するため、産学公の連携強化を踏まえた、新たな発想による削減技術を開発していきます。

分野2 ZEVの導入推進

計画期間における目標（2024年度）

- 非ガソリンの府有車（乗用車） 100%（特種車両等を除く。）
《2029年度までに非ガソリンの二輪車 100%》
- 都有施設に公共用充電器※を300基以上設置

※公共施設や商業施設、時間貸し駐車場などパブリックな場所で利用される充電器

目標設定の考え方

都のCO₂排出量は自動車や鉄道などの運輸部門からが約2割を占め、その約8割は自動車からのものとなっています。都では、運輸部門の脱炭素化を推進するため、都内で新車販売される乗用車を2030年までに、二輪車を2035年までに、100%非ガソリン化することを目標としています。都は、業務で多くの府有車を使用しており、それらを環境性能の高い車両に更新していくことが急務となっていることから、都の率先行動として、2024年度目標を設定します。

- ・府有車（乗用車）について、100%非ガソリン化することを目標とします（二輪車は2029年度）。
- ・都内ZEV普及の後押しとして、都有施設での公共用充電器の設置を進めるため、300基以上を目指とします。

【参考】東京都全体の関連目標（2030年）

- 乗用車の新車販売 100%非ガソリン化（二輪車は2035年）
- ゼロエミッションバスの導入 300台以上
- 小型路線バスの新車販売 原則ZEV化
- ZEVインフラの整備 公共用急速充電器1,000基、水素ステーションの整備 150か所

進捗を測る指標とこれまでの実績

▶ 非ガソリンの府有車導入割合

2020年度（見込み） 乗用車39%、二輪車5%

▶ 各事業所の外部給電器の配備基数及び都有施設の公共用充電器の設置基数（累計）

	2018年度末	2019年度末
外部給電器の配備	1器	31器
都有施設の公共用充電器	8基	15基

取組方針

- 1 庁有車におけるZEV化の推進
- 2 ZEVの普及に向けたインフラの整備

具体的取組

1 庁有車におけるZEV化の推進

▶計画的な府有車のZEV化

府有車の原則更新時ZEV化を徹底し、車両更新計画を作成する中で計画的にZEV等非ガソリン車※に更新していきます。

※ZEVが市販されていない車種はHVを導入



ZEV 府有車

▶ZEV府有車と併せた外部給電器の導入

「東京都グリーン購入ガイド」における自動車の環境配慮仕様について、必ず考慮すべき事項にZEVを追加するとともに、災害など非常時における給電にZEVを活用するため、ZEV府有車配備事業所※に外部給電器を原則1器以上配備します。

※緊急自動車や緊急通行車両など、災害時等に移動状態にあり給電を行うことが不可能なZEV府有車のみの事業所は除く。

▶都営バスへのZEV導入

都営バスに、2021年度までに最大80台のFCバスを導入し、またEVバスの導入を検討します。

2 ZEVの普及に向けたインフラの整備

▶都民利用施設への公用用充電器の整備

公用用充電器の整備促進に向け、各局が所管する一般の都民利用がある施設のうち、駐車台数10台以上を有する都道府県施設について設置を検討し、駐車台数50台程度以上の都道府県施設については、積極的に設置を促進します。



多摩環境事務所公用用充電器

▶水素ステーションの整備促進

水素ステーションの整備を促進するため、都道府県地や都道府県用地を活用した整備を推進します。

分野3 使い捨てプラスチックの削減

計画期間における目標（2024年度）

- 使い捨てプラスチック削減と循環利用により、
都庁舎から排出する廃プラスチック焼却量（2017年度比） ▲20%
- ペットボトルの「ボトルtoボトル」など高度リサイクルが導入されている
- 都主催イベントにおけるリユースカップ等の原則実施が実現している

目標設定の考え方

都は、2019年6月、資源利用のあり方を持続可能なものへ変革するため、一事業者として多量の資源を消費する都自らが先導的に取り組み、都民・事業者等の取組を喚起・牽引していく必要があることから、「都庁プラスチック削減方針」を策定しました。この方針に基づく取組を徹底していくため、2024年度目標を設定します。

- ・都内の家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量について、2030年に2017年比40%削減を掲げており、その中間である2024年度の都庁舎の削減目標を20%とします。都庁舎での取組をモデルケースとし、その他の都所有施設や関連団体も含めてその取組の拡大に努めます。
- ・高度リサイクルの推進に向けたペットボトルの「ボトルtoボトル」の取組や、リユース容器の導入を進める目標とします。

【参考】東京都全体の関連目標（2030年）

- 一般廃棄物のリサイクル率 37%
- 家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチックの焼却量（2017年度比） ▲40%

進捗を測る指標とこれまでの実績

▶ 本庁舎の廃プラスチック（その他プラスチック）排出量

(単位: kg)

	2017年度	2018年度	2019年度
第一庁舎、第二庁舎、議会棟の合計	188,600	156,040	160,850

取組方針

1 3Rの推進（物品調達等における組織的な取組）

2 職員による率先行動の徹底

具体的な取組

1 3Rの推進（物品調達等における組織的な取組）

▶グリーン購入ガイド等に基づく調達の推進

イベントや会議の運営、ノベルティ・文具類の調達等の際には、「東京都グリーン購入方針」及び「東京都グリーン購入ガイド」（本庁組織版・事業所版）に基づく物品購入等を行い、使い捨てプラスチック削減を強化します。各局調達実績を継続的に把握するとともに、公の施設の指定管理者、政策連携団体及び本庁舎内で営業を行う行政財産使用許可の対象となる事業者に対して、グリーン購入ガイドに準じた取組を要請していきます。

主な項目	イベント運営	ノベルティの作成	文具類の購入	会議運営
【方針策定前】	可能な限りリユース食器を使用	(項目なし)	再生プラスチック割合 40%以上	(項目なし)
【取組強化後】				
都庁全体	ペットボトル・プラスチック製容器包装使用削減	再生プラスチックの使用に配慮等	現行どおり	現行どおり (委託による場合のみ、ワンウェイ プラスチック製品・容器包装使用禁止)
本庁組織	・ワンウェイプラスチック製品・容器包装使用削減 ・再生プラスチックの使用 ・リユース食器・カップを使用（イベント運営のみ）		再生プラスチック割合 70%以上	ペットボトル、ストロー、プラスチック製容器包装使用禁止

▶使い捨てプラスチック削減に向けた都庁舎内等の環境の整備

使い捨てプラスチックの受け取り辞退やマイボトル・マイカップの利用拡大、リユース促進に向けて、庁舎内店舗等と連携した取組や、各庁舎や事業所等の環境整備などを実施します。

また、発生した廃プラスチックは、分かりやすい分別方法の周知・普及啓発等で分別の徹底を図り、再生利用に取り組みます。ペットボトルは、再生ペットボトルへのリサイクルが可能な施設への処理委託を推進します。



普及啓発ポスター

▶廃プラスチック量の更なる削減に向けた取組

再生利用が困難な場合は、できる限り高効率な熱回収を行います。

また、各事業所における廃プラスチック排出量を定量的に把握するための方策を検討します。

▶都主催イベントにおけるリユース容器の導入

都主催イベントにおいてリユース容器の導入を積極的に進めます。推進にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながら、衛生面の確保に向けた方策等を検討した上で、環境局が必要な助言を実施します。



リユースカップ

2 職員による率先行動の徹底

▶職員による使い捨てプラスチックの受取辞退等

職員は、使い捨てプラスチック（レジ袋、カトラリー、ストロー等）の受け取りを自ら辞退するとともに、廃プラスチックが発生した場合は、分別方法に従い適切な分別を徹底します。職員向けポータルサイトなど各種媒体の活用や、庁舎内店舗等と連携したキャンペーンなど更なる普及啓発を推進し、職員による率先行動の徹底を図ります。

▶レジ袋等廃棄状況調査の実施・公表

レジ袋等廃棄状況調査を継続実施します。本庁舎内各フロアのリサイクルルームの調査により、レジ袋等の廃棄枚数や分別の状況等を把握し、職員による取組状況を継続的に公表していきます。

▶新しい日常における取組の推進

職員がテレワークをする際に、自宅においても職場と同様のプラスチック削減の取組を実施するよう働きかけ、新しい日常における率先行動を推進していきます。

(参考) 都庁プラスチック削減方針（2021年3月）

2019年6月の方針制定の際、「令和2年度までに都主催のイベントにおける使い捨てプラスチックカップの原則使用禁止を目指す」とし、リユースカップ等の導入を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、目標年次を令和6年度までと改正しました。

都庁プラスチック削減方針

(制定) 令和元年6月5日付31環資計第195号局長決定
(改正) 令和3年3月18日付2環資計第626号部長決定

1 目的

ゼロエミッション東京に向けて資源利用のあり方を持続可能なものへと変革するためには、一事業者として多量の資源を消費する都自らが先導的に取り組み、都民・事業者等の取組を喚起・牽引していく必要がある。

そこで、以下の方針に基づき、都は、都の事業運営におけるワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減等を推進する。

2 基本原則

- (1) 使い捨て型の資源利用を見直し、必要性の低いワンウェイプラスチックの使用を削減して、繰り返し使用できるものの利用を推進する。
- (2) プラスチックの使用が避けられない場合は、次の優先順位により使用する製品を検討する。
 - ① 再生プラスチックを使用した製品
 - ② 持続可能性に配慮したバイオマスプラスチックを使用した製品
- (3) 廃プラスチックが発生した場合は、適切に分別し、次の優先順位により再生利用を推進する。
 - ① 材料リサイクル
 - ② ケミカルリサイクル

①、②が困難な場合には、できる限り高効率な熱回収を推進するものとする。

3 取組内容

(1) 物品調達等における取組

各局は、物品調達等において、次のアからエまでの事項に取り組むものとする。

ア 東京都グリーン購入推進方針及び東京都グリーン購入ガイドの改定

(ア) 本庁組織以外の組織におけるワンウェイプラスチック削減等の強化

- ・ イベントの運営委託においてプラスチック製容器包装の使用を削減する。
- ・ ノベルティの調達においてプラスチックを使用する場合は、再生プラスチックやバイオマスプラスチックを使用するように配慮する。
- ・ 会議の運営委託においてワンウェイプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の使用を原則禁止する。など

(イ) 本庁組織におけるワンウェイプラスチック削減等の強化

- ・ イベントの運営委託においてワンウェイプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の使用を削減する。
- ・ ノベルティの調達においてプラスチックを使用する場合は再生プラスチックやバイオマスプラスチックを使用する。
- ・ 会議の運営委託においてワンウェイプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の使用を原則禁止する。

- ・ 文具類の再生プラスチック重量割合を引き上げる。など
- イ 本庁組織が本庁舎内で開催する会議におけるワンウェイプラスチックの削減
本庁舎内で開催する会議では、ア(イ)で規定する会議の運営委託以外においても、
ワンウェイプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の使用を原則禁止とする。
- ウ 関連団体等への要請
公の施設の指定管理者、政策連携団体及び本庁舎内で営業を行う行政財産使用許可の対象となる事業者に対して、東京都グリーン購入ガイドに準じた取組を要請する。
- エ 廃プラスチックの分別の徹底等
やむを得ず発生した廃プラスチックについては、基本原則(3)の再生利用の推進のため、分別方法を分かりやすく周知し、分別の徹底を図る。
再生利用が困難な場合には、できる限り高効率な熱回収を推進するものとする。

(2) 職員による率先行動の徹底

- 職員及び各局は、次のアからエまでの事項に取り組むものとする。
- ア 各局の職員は、必要性の低いワンウェイプラスチックの受取を自ら辞退することを原則とし、それを徹底する。
 - イ 廃プラスチックが発生した場合は、分別方法に従い分別を徹底する。
 - ウ 各局は、職員の意識向上に向けて、ア及びイを推進するための取組を行う。
 - エ 環境局は、各局と調整の上、本庁舎内の各フロアのリサイクルルームを調査し、レジ袋等の廃棄状況を把握し、ゼロエミッション都庁推進会議に報告する。

4 当面の目標

令和6年度までに都主催のイベントにおける使い捨てプラスチックカップの原則使用禁止を目指す。環境局は必要な対応を検討し、各局へ対応を依頼する。

附則

本方針は、令和元年6月5日から施行する。

附則

本方針は、令和3年3月18日から施行する。

<用語説明等>

(1) ワンウェイプラスチック

一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のものをいう。

(例)・ワンウェイプラスチック製品：スプーンやフォークなどのカトラリー、マドラー
ストロー 等

・プラスチック製容器包装：レジ袋、ペットボトル、飲料カップ等

なお、ワンウェイプラスチックの削減のために代替素材を利用する場合は、持続可能性に配慮する。紙については、古紙パルプ配合率100%など古紙パルプの配合率が可能な限り高いもの、バージンパルプが使用される場合はFSC認証又は間伐材等パルプのものを利用することが望ましい。

(2) 繰り返し使用できるものの利用

マイバック、マイボトル、リターナブル容器、リユース食器（洗って繰り返し使える容器（リユースカップ・食器等））等をいう。

(3) 再生プラスチック

廃プラスチックをリサイクルしたものをいう。

(4) バイオマスプラスチック

バイオマス資源※を原料としたプラスチックをいう。（※植物等の生物由来の資源）

なお、バイオマスプラスチックを利用する場合は、持続可能性に配慮することとし、食料となるバイオマスから作られたものではないものや、使用後は再生利用されるものなどが望ましい。

(5) 材料リサイクル

廃プラスチックを加工し新たな製品の原料とするリサイクル方法をいう。

(6) ケミカルリサイクル

廃プラスチックを化学的に分解することで石油原料等を得て製品原料（元の製品であるかは問わない。）として、使用するリサイクル方法をいう。

(7) 本庁組織

ゼロエミッション都庁推進会議設置要綱第2条に定義する各局（本方針において「各局」という。）の組織のうち、第一本庁舎・第二本庁舎・議会棟に所在するものをいう。

(8) 本庁組織以外の組織

各局の組織のうち上記（7）を除いたものをいう。

(9) 本庁舎

第一本庁舎・第二本庁舎・議会棟をいう。

(10) 高効率な熱回収

①RPF化（廃棄物固形燃料化）・セメント原燃料化、②高効率廃棄物発電をいう。

なお、①②の優先順位により高効率な熱回収を推進する。

分野4 食品ロスの削減

計画期間における目標（2024年度）

- 食堂や売店等における利用者の食品ロス削減行動が実践されている
- 都庁舎の食堂や売店等における食品リサイクルが拡大している
- 飲食を提供するイベント等における食品ロス削減行動が徹底されている
- 都が保有する防災備蓄食品の廃棄が最小化されている

目標設定の考え方

食品ロスの都内発生量は年間約51万tと推計され、その内の約7割を事業系の食品ロスが占めています。都は、2030年食品ロス半減を掲げており、2021年3月に食品ロス削減推進計画を策定し、取組を進めることとしています。

都の率先行動においても、一事業者として、都有施設の食堂や売店等の食品ロスの発生抑制や、職員等の食品ロス削減行動を徹底するとともに、イベント等における食品ロスを削減していくため、2024年度目標を設定します。

【参考】東京都全体の関連目標（2030年）

- 食品ロス半減（2000年度比）

進捗を測る指標とこれまでの実績

▶ 都庁舎における食品リサイクル量

	令和元年度	令和2年度（11月分まで）
第一本庁舎、第二本庁舎、議会棟の合計	85,693 kg	23,846 kg
一般廃棄物に占める食品リサイクル量の割合	49.9%	59.1%

※食品リサイクル法で定める外食産業における食品循環資源の再生利用等の実施率の目標は50%以上

取組方針

- 1 都有施設の食堂や売店等における食品ロスの発生抑制等
- 2 都主催イベント等における食品ロスの削減
- 3 都が保有する防災備蓄食品の有効活用の推進

具体的取組

1 都有施設の食堂や売店等における食品ロスの発生抑制等

▶職員による食品ロス削減行動の実践

食品ロス削減推進月間である10月を中心に、食堂や売店等を利用する職員等が率先して食品ロス削減につながる行動を実践するよう啓発を実施します。



東京食品ロスゼロアクション啓発シール

▶食堂や売店等における食品リサイクル等の促進

食品廃棄物等は飼料や肥料等に再生利用することが可能であり、持続可能な社会を構築する上で重要な課題であることから、都庁舎の食堂や売店等における食品リサイクルや発生抑制等の取組を推進していきます。

2 都主催イベント等における食品ロスの削減

▶都主催イベント等での取組の促進

都主催イベント等において飲食を提供する場合は、消費者が食べ切れる量を選択できるメニュー（小盛や要望に応じた量の調整）の導入や、来場者に対する食べ切り推奨等の啓発を実施するなど、食品ロス削減に向けた取組を促しています。

3 都が保有する防災備蓄食品の有効活用の推進

▶防災備蓄食品の有効活用

賞味期限の近づいた防災備蓄食品については、区市町村等で実施する防災訓練などで都民の防災意識の啓発のために使用するほか、フードバンクや社会福祉法人等を対象に寄附を実施するなど、有効活用を推進していきます。

▶有効活用を見据えた防災備蓄食品の購入

炊き出し用アルファ化米を個食のアルファ化米へ変更するなど、有効活用を見据えた防災備蓄食品の購入を推進していきます。

分野5 フロン対策の推進

計画期間における目標（2024年度）

- ノンフロン機器及び低GWP[※]機器への転換が原則化している
- 管理者による機器使用時・廃棄時の漏えい防止が徹底されている

※地球温暖化係数（CO₂を1とした場合の地球温暖化影響の強さを表す値）

目標設定の考え方

フロンは、温室効果がCO₂の数十倍から一万倍以上と非常に大きいため、地球温暖化防止の観点から、国際的な枠組みとして、製造・輸入が規制されています。我が国においても、フロン排出抑制法が改正され、規制が強化されました。都においても、2030年までに代替フロン（HFCs）排出量35%削減という目標を掲げて取り組んでいます。

都有施設においては、空調・冷蔵冷凍機器等の冷媒として多くのフロンが使われており、その削減が急務となっています。今後、ノンフロン機器への転換を加速させるとともに、機器の適切な管理を着実に行うことにより、排出量を確実に減少させていくことが必要です。都有施設からのフロン排出量の大規模な削減を目指していくため、ノンフロン機器等への転換や機器の使用時・廃棄時の漏えい防止の取組を進める2024年度目標を設定します。

【参考】東京都全体の関連目標（2030年）

- 代替フロン（HFCs）排出量（2014年度比）▲35%
(約250万t-CO₂まで削減)

進捗を測る指標とこれまでの実績

▶フロン排出抑制法に基づく算定漏えい量

(単位:t-CO₂)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
都有施設全体	4,903	5,286	5,453	5,111	4,988

取組方針

- 1 ノンフロン機器等の導入推進
- 2 管理者による点検・管理の徹底

具体的取組

1 ノンフロン機器等の導入推進

▶物品調達や公共工事における導入推進

ノンフロン製品の開発状況等に応じて「東京都グリーン購入ガイド」や「東京都環境物品調達方針（公共工事）」における環境配慮仕様を改定し、都の事務事業に係る物品調達や公共工事におけるノンフロン機器等の導入を推進します。



ノンフロンマーク

▶新設・改修時の計画的な導入・更新

業務用空調機器、業務用冷蔵機器及び冷凍機器について、都有施設の新設・改築・大規模改修・設備改修時に、ノンフロン機器又は低GWP機器※の計画的な導入・更新を進めています。

※ノンフロン機器が開発されていない分野は、低GWP機器を導入

2 管理者による点検・管理の徹底

▶点検・管理の徹底に向けた技術的支援等の実施

担当者向け講習会によるフロン排出抑制法の周知や点検等についての技術的支援を行うとともに、必要に応じて現場での指導を実施し、フロン漏えい防止の徹底を図ります。

▶使用時及び廃棄時における漏えい防止の徹底

使用時及び廃棄時におけるフロン漏えい防止を徹底するため、点検をはじめとした機器の管理と廃棄時のフロン回収を適切に行います。

▽ 計画の実効性を担保する仕組み

本計画で定めた目標とその達成に向けた具体的取組について、次の仕組み等を活用して、実効性を担保していきます。

1 全庁横断的な推進組織の活用

ゼロエミッション東京の実現に向けた都庁の率先行動を加速させていくため、2019年6月に「スマートエネルギー都庁推進会議」を改変し、エネルギー分野だけでなく、ZEV、プラスチック、食品ロス、フロン対策などに対象を拡大させた「ゼロエミッション都庁推進会議」へと庁内体制を再構築しました。

この会議では、各分野で掲げた目標に対する進捗状況を確認し、課題等を共有するとともに、必要に応じて施策の見直し・バージョンアップを図っていきます。

また、毎年度、目標に対する進捗状況等について公表していきます。

2 公共調達における脱炭素化の推進

各分野における取組の方向性を踏まえ、物品調達における環境配慮仕様を定める「東京都グリーン購入方針」及び「東京都グリーン購入ガイド」や、公共工事においては温室効果ガス削減を図るなどの環境物品等を定めた「東京都環境配慮物品調達方針（公共工事）」によって、調達の面からも施策を推進していきます。

参考

省エネ・再エネ分野におけるこれまでの計画と本計画の比較

	地球をまもる 都庁プラン	地球温暖化対策 都庁プラン	温室効果ガス削減 都庁行動計画	スマートエネルギー 都庁行動計画	ゼロエミッション 都庁行動計画
計画 年度	2000年度 ～2004年度	2005年度 ～2009年度	2010年度 ～2014年度	2015年度 ～2019年度	2020年度 ～2024年度
基準 年度	1999年度	2004年度	2000年度	2000年度	2000年度
(上段) 目標	・温室効果ガス 排出量▲2%	・温室効果ガス 排出量▲10%	・温室効果ガス 排出量▲20%	・温室効果ガス排出量 ▲25% ・エネルギー消費量 ▲25% ・再生可能エネルギー (太陽光発電) 新規導入量4,200 kW	・温室効果ガス排出量 ▲40% ・エネルギー消費量 ▲30% ・再エネ電力利用割合 50%程度 ・太陽光発電設置量 (累計) 12,000 kW
	2003年度 ・温室効果ガス 排出量▲3.9%	2009年度 ・温室効果ガス 排出量▲9.6%	2014年度 ・温室効果ガス 排出量▲19.9%	2019年度 ・温室効果ガス排出量 ▲20.9% ・エネルギー消費量 ▲20.8% ・再生可能エネルギー (太陽光発電) 新規導入量4,738 kW	—
対象局	知事部局、公営企業 局、教育庁、警視 庁、東京消防庁、議 会局、各行政委員会 事務局及び東京都職 員共済組合が行う事 務事業	知事部局、公営企業 局、教育庁、警視 庁、東京消防庁、議 会局、各行政委員会 事務局及び東京都職 員共済組合が行う事 務事業	知事部局、教育庁、警 視庁、東京消防庁、議 会局、各行政委員会事 務局及び東京都職員共 済組合が行う事務事業	知事部局、教育庁、警視 庁、東京消防庁、議会局、 各行政委員会事務局及び東 京都職員共済組合が行う事 務事業 ※東京2020大会のための新 規施設は除く。	知事部局、教育庁、警視 庁、東京消防庁、議会局、 各行政委員会事務局及び東 京都職員共済組合が行う事 務事業
対象 範囲	・都の職員が直接実 施する事務事業	・都の職員が直接実 施する事務事業 ・指定管理者等が実 施する都の事務事業 ・都有施設において監 理団体が実施する事務 事業	・都の職員が直接実施 する事務事業 ・指定管理者等が実施 する都の事務事業 ・都有施設において監 理団体が実施する事務 事業 ・都有施設において独 立行政法人が実施する 事務事業 ・PFI事業 ・敷地外工作物	・都の職員が直接実施する 事務事業 ・指定管理者等が実施する 都の事務事業 ・都有施設において監理団 体が実施する事務事業 ・都有施設において独立行 政法人が実施する事務事業 ・PFI事業 ・敷地外工作物	・都の職員が直接実施する 事務事業 ・指定管理者等が実施する 都の事務事業 ・都有施設において政策連 携団体が実施する事務事業 ・都有施設において独立行 政法人が実施する事務事業 ・PFI事業 ・敷地外工作物

